

# 新潟県立吉田病院 医療情報システム 設計構築業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、新潟県立吉田病院における医療情報システム設計構築業務委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務

### (2) 業務内容

「医療情報システム要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期限

契約締結の日から令和9年11月30日（火）まで

## 3 見積限度額

370,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール（一部予定）	
令和8年6月8日（月）	公告 実施要領の交付開始
令和8年6月8日（月）～ 令和8年6月16日（火）	参加資格要件確認書類に関する質問受付期間
令和8年6月19日（金）	参加資格要件確認書類に関する質問への回答通知
令和8年6月25日（木）	参加資格要件確認書類の受付締切
令和8年6月29日（月）	参加資格要件確認結果の通知
令和8年7月1日（水）	提案書等作成に関する質問受付締切
令和8年7月6日（月）	提案書等作成に関する質問回答期限
令和8年7月10日（金）	提案書等の受付締切
令和8年7月13日（月）～ 令和8年7月27日（月）	提案内容に対する疑義照会期間
令和8年7月28日（火）～ 令和8年8月17日（月）	疑義照会に対する回答期間
令和8年8月20日（木）	プレゼンテーションの実施
令和8年8月下旬	審査結果の発表及び通知

※プレゼンテーションの実施時期については、今後の状況により変更する場合がある。

## 5 実施要領の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月25日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

### (2) 交付場所

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎14階

病院局業務課建設班

電話番号 025-280-5705(直通)

FAX 025-285-3843

E-mail [ngt400020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt400020@pref.niigata.lg.jp)

上記の場所のほか、新潟県ホームページで公開する。

なお、ホームページ上で掲載する資料は一部のみとなるため「14 参考資料(別添)(3)~(9)」に示す資料については、新潟県ファイル交換サービスのシステム等を利用して交付する。希望する者は、件名に「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務資料交付希望」と記載し、上記のメールアドレスに電子メールにて連絡すること。

## 6 質問書の提出

質問は質問書(様式1及び2)の提出により行うこと。なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。

### (1) 参加資格要件確認書類作成に関する質問書(様式1)の提出期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月16日(火)午後5時まで

### (2) 提案書等作成に関する質問書(様式2)の提出期間

令和8年6月8日(月)から令和8年7月1日(水)午後5時まで

### (3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務質問書在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(1)又は(2)に定める提出期限までに到達するように郵送すること。

また、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後に(4)の質問書提出先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

### (4) 質問書提出先

上記5(2)に定める交付場所に同じ。

## 7 本プロポーザルに係る参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、プロポーザル参加資格要件確認申請書をはじめとした参加資格要件の確認に必要な書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和8年6月29日（月）までに書面で通知する。

### (1) 提出期限

令和8年6月25日（木） 午後5時まで

### (2) 提出場所

上記5(2)に定める交付場所に同じ。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

### (4) 提出書類

ア プロポーザル参加資格要件確認申請書（様式3）

イ 会社概要書（様式4）

ウ 納入（履行）実績証明書（様式5）

エ 上記「納入（履行）実績証明書」に記載した案件の契約書の写し等それを証明できるもの

オ 令和8年6月8日（月）以降に発行された納税証明書等の写し（県税の未納がない者の証明）※県内に事務所等が有る場合のみ

### (5) 参加資格要件に関する質問の受付

上記6に定める方法により照会すること。

## 8 本プロポーザルに参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続き開始の申立てを

された者

- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- (5) 令和 3 年 4 月以降に、一般病床数 100 床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有すること。
- (6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

## 9 提案書等の提出

提案書等の提出は、上記 7 に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

### (1) 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時まで

### (2) 提出場所

上記 5 (2) に定める交付場所に同じ。

### (3) 提出書類及び提出部数

「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務提案書等作成要領」（以下「提案書等作成要領」という。）を参照すること。

### (4) 提案書等の作成方法

提案書等の作成にあつては、「提案書等作成要領」を参照すること。

### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、(1) に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

## 10 審査方法等

### (1) 審査を行う者

提出された書類は、新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

### (2) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 参加資格要件を満たさないもの
- (イ) 提案書類に虚偽を記載して提出した者
- (ウ) 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
- (エ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があつたが行わなかった者

- (ホ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
  - イ 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。
    - (ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
    - (イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- (3) プレゼンテーションの実施
- 提案書（自由様式）について、プレゼンテーションを実施する。
- ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。
- プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又は主任担当者が行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。
- プレゼンテーションは、令和8年8月20日（木）を予定しているが、詳細な日時、場所等については別途通知する。

## 11 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、「新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

## 12 契約の締結

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について交渉を行い病院局にて契約締結を行う。
- (2) 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記8の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (3) 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

## 13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポー

ザルに参加した者に無断で使用しない。

- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書類に記載された総括責任者、主任担当者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- (8) 総括責任者、主任担当者は特別の理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

#### 14 参考資料（別添）

- (1) 新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務提案書等作成要領
- (2) 新潟県立吉田病院 医療情報システム設計構築業務プロポーザル評価基準
- (3) 提案様式集
- (4) 医療情報システム要求仕様書
- (5) 病院概要
- (6) 次期医療情報システム概念図（案）
- (7) 端末配置計画（案）
- (8) 現行システム一覧
- (9) 開発導入スケジュール（案）